

大阪府観光ボランティア事業ソーシャルメディア運用ポリシー

令和8年8月27日制定

1. 目的

大阪府観光ボランティア事業（以下「本事業」という。）ソーシャルメディア運用ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、本事業のソーシャルメディアアカウント Instagram（以下「本アカウント」という。）の運用に関する事項について定めます。

2. 運用主体

本アカウントは、大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課が所管しています。
（運用は、大阪府より委託を受けた事業者が行う可能性があります。）

3. 発信する情報

本アカウントは、本事業に関する情報等を発信します。

4. コメント等への対応

原則として、本アカウントへ向けたダイレクトメッセージや、本アカウントの投稿へ向けたりプライやコメント等への個別返信対応は行いません。

5. フォロー等の基準

国、地方公共団体、公共性の高い機関及び大阪府と協定等を締結している者、本事業に関連する事業者等のアカウントは、フォローや「いいね！」をする場合があります。

なお、フォローや「いいね！」をしているアカウントに関しては、当該アカウントに対する賛同や同意、支援等の意思を示すものではありません。

6. 知的財産権

本アカウントに掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、大阪府又は正当な権利を有する者に帰属します。

また、内容について「私的利用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

7. 禁止事項

本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。利用者の行為が次の(1)から(14)のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、運営会社等へ通報すると同時に、当該コメント等の削除、利用者アカウントのブロック等の措置を講じることがあります。

- (1)本人の同意なく個人情報を掲載するなどプライバシーを害するもの
- (2)法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- (3)他者を侮辱又は非難するもの
- (4)人権、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (5)虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- (6)有害なプログラムを使用又は提供するもの。また、その恐れのあるもの
- (7)わいせつな表現を含む不適切な内容を含むもの
- (8)大阪府又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害するもの
- (9)大阪府又は第三者に不利益を与えるもの
- (10)掲載記事と無関係なもの
- (11)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (12)政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (13)その他公序良俗に反するもの及び大阪府が不適切と判断したもの
- (14)(1)から(13)の内容を含むページへのリンク

8. 対応時間

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後6時に対応します。

ただし、上記時間帯以外にも投稿をすることがあります。

9. 免責事項

- (1)大阪府は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用したこと又は利用することができなくなったことによって生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (2)大阪府は、利用者から投稿されたコンテンツやコメントについて、一切の責任を負いません。
- (3)大阪府は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4)大阪府は、利用者が本アカウントにアクセスしたために被った損害について、一切の責任を負いません。

10. 運用ポリシーの変更

大阪府は、本ポリシーを予告なく変更する場合があります。

11. お問い合わせ先

本アカウントの運用に関するお問合せは、以下の連絡先までお願いします。

大阪府 府民文化部 企画・観光課 観光環境整備グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎（さきしまコスモタワー）37 階

電 話 番 号 : 06-6210-9314

ファクシミリ : 06-6210-9316

対 応 時 間 : 平日午前 9 時から午後 6 時まで。

土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。